

○富田林市民間保育所等運営費補助金交付要綱

昭和48年12月15日

要綱第3号

最近改正 令和4年6月21日要綱第51号

(目的)

第1条 この要綱は、本市内において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園並びに児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業（以下「保育所等」という。）を運営する事業者（以下「事業者」という。）に対し、富田林市民間保育所等運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保育内容の充実を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(補助の要件)

第2条 この補助金は、次の各号のいずれにも該当する事業者に交付する。

(1) 入所児童のうち3歳未満児が2割以上入所していること。ただし、3歳未満児保育の必要性の度合いが低い地域形態のあるところについてはこの限りでないこと。

(2) 在籍児童が定員を著しく超えておらず、定員の厳守について早急に改善される見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、この補助金（別表に規定する障がい児保育特別対策費補助に限る。次項において同じ。）は、本市内に住所を有する障がい児（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項に該当する児童に限る。）が通う、本市外において保育所等を運営する事業者に対しても、当該保育所等が所在する市区町村と協議の上、交付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、この補助金は、本市内において保育所等を利用した本市外に住所を有する障がい児に対しても、当該児童の所在する市区町村と協議の上、交付することができる。

(補助の種別等)

第3条 この補助金の種別及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、別記様式第1号による補助金交付申請書を市長の指定する日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、歳入歳出予算書を添付しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請にかかる書類等により、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適当な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請にかかる事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

(補助の条件)

第6条 市長は、補助金の交付決定をする場合において次に掲げる条件を附するものとする。

(1) 補助金にかかる収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。

(2) 認定こども園及び小規模保育事業の設備及び運営にあつては関係法令に、家庭的保育事業の設備及び運営にあつては富田林市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年富田林市条例第19条)に適合すること。

(3) 申請書の記載事項に変更があつた場合は、変更のあつた日から1カ月以内にその旨を報告すること。

(4) 補助金の交付の目的を達成するために行う実地調査に協力すること及び必要書類の提出要求に応じること。

(補助金の交付の決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助申請の取下げ)

第8条 補助金の交付申請の取り下げをすることができる期間は、前条の通知を受け取った日から30日以内とする。

(実績報告)

第9条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、別記様式第2号による補助事業実績報告書を翌年度の4月20日までに市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書には、歳入歳出決算見込書を添付しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類審査により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は、第5条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の交付の決定通知を受け取った日以降速やかに、別記様式第3号による補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第12条 市長は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をし、その補助事

業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第5条の規定は、前2項の規定による取り消しをした場合についても準用する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第14条 補助事業者は、第12条の規定による取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.75%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納入しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年10.75%の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

4 第1項又は前項の規定に定める加算金又は延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年あたりの割合は、うるう年の日を含む期間についても3

65日あたりの割合とする。

(他の補助金の一時停止等)

第15条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から適用する。

(略)

附 則 (昭和61年要綱第5号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、昭和61年度の補助事業から適用する。

附 則 (昭和62年要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、昭和62年度の補助事業から適用する。

附 則 (平成元年要綱第8号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成元年度の補助事業から適用する。

附 則 (平成2年要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成元年度の補助事業から適用する。

附 則 (平成2年要綱第4号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成2年度の補助事業から適用する。

附 則 (平成3年要綱第8号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助

金交付要綱は、平成3年度の補助事業から適用する。

附 則（平成4年要綱第14号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成4年度の補助事業から適用する。

附 則（平成5年要綱第14号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成5年度の補助事業から適用する。

附 則（平成6年要綱第11号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成6年度の補助事業から適用する。

附 則（平成7年要綱第27号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成7年度の補助事業から適用する。

附 則（平成8年要綱第12号）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年要綱第18号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成9年度の補助事業から適用する。

附 則（平成10年要綱第17号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成10年度の補助事業から適用する。

附 則（平成11年要綱第33号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成11年度の補助事業から適用する。

附 則（平成12年要綱第43号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成12年度の補助事業から適用する。

附 則（平成13年要綱第26号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成13年度の補助事業から適用する。

附 則（平成14年要綱第43号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成14年度の補助事業から適用する。

附 則（平成16年要綱第24号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成16年度の補助事業から適用する。

附 則（平成18年要綱第102号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱は、平成18年度の補助事業から適用する。

附 則（平成20年要綱第93号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則（平成22年要綱第59号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年要綱第75号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年要綱第51号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年要綱第46号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成27年度に係る事業から適用する。

附 則（平成 28 年要綱第 10 号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 27 年度に係る事業から適用する。

附 則（平成 30 年要綱第 54 号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 30 年度の事業から適用する。

附 則（令和元年要綱第 30 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の富田林市民間保育所等運営費補助金交付要綱及び第 2 条の規定による改正後の富田林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の減免に関する要綱の規定は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、第 2 条の規定による改正前の富田林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の減免に関する要綱の様式の内紙で、現に存在するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 2 年要綱第 64 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年要綱第 20 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年要綱第 23 号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。ただし、別表の改正規定（「3,000 円」を「3,300 円」に、「7,250 円」を「7,975 円」に改める部分に限る。）は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年要綱第 51 号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の富田林市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、別表貸おむつ使用料補助の項の改正規定は、令和4年8月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

| 補助種別 (A) | 補助対象経 費 (B) | 算定基準 (C) | | | | 補助基本額 (D) |
|---------------------|---|----------------------------|------------|--------------|------------|----------------|
| | | | | | | |
| 損害賠償 責任保険 料補助 | 損害賠償責 任保険の加 入に要する 保険料の年 額 | 30名定 員以下 | 3,300 円 | 120名定 員 | 7,500 円 | BとCの少な い方の額 |
| | | 60名定 員 | 4,500 円 | 150名定 員以上 | 9,000 円 | |
| | 日本スポー ツ振興セン ター加入に 要する経費 | 児童1人当たり (年 145円 額) | | | | BとCの少な い方の額 |
| 保育改善 費補助 | 保育改善基 本額を超え て支出する 児童の直接 処遇にかか る保育内容 の向上に要 する経費 | 児童1人当たり (年 2,360 円 額) | | | | BとCの少な い方の額 |
| 給食費補 助 | 3歳以上の 児童の給食 費保護者負 | 3歳以上の児童1人 (年 1,200 円 額) | | | | C |

| | | | |
|---------|---|------------------------------|------------|
| | 担の軽減等に要する経費 | | |
| 時間外保育補助 | 最低基準に定める8時間を超えて11時間まで保育するに要する保育士等の人件費 | (補助対象保育士数-2)×24日×12か月×3,300円 | BとCの少ない方の額 |
| | 「延長保育の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第10号)」の別紙・延長保育事業実施要綱に定める要件を有していると認められる保育所で11時間を超えて保育す | 子ども・子育て支援交付金交付要綱に定める基準額 | |

| | | | | | | | | | |
|---------------|--|--|---|--------|--|-----|-------|-------|--|
| | るのに要する経費 | | | | | | | | |
| 障がい児保育特別対策費補助 | 富田林市障がい児保育実施要綱(平成28年富田林市要綱第16号) (本市外の事業者にあつては、当該事業者が運営する保育所が所在する市町村が定める規定)に基づき入所した障がい児を保育するに要する保育士等の人件費 | 補助対象保育士数(端数切上げ)×24日×12か月×7,975円 | BとCの少ない方の額から、各園へ支払う委託費における療育支援加算額を控除した額 | | | | | | |
| 保育特別対策費補助 | 1歳児担当保育士の配置基準を6:1から5:1とする | 補助対象保育士数×24日×12か月×7,975円 | BとCの少ない方の額。ただし、4月1日と10月1日を基準 | | | | | | |
| | | <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">1歳児の人数</td> </tr> <tr> <td>補助対</td> <td>5～35人</td> <td>36人以上</td> </tr> </table> | | 1歳児の人数 | | 補助対 | 5～35人 | 36人以上 | |
| | 1歳児の人数 | | | | | | | | |
| 補助対 | 5～35人 | 36人以上 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|------------|---|---|---------|--------|---------|------------|----|----|--|--|-----------------------|
| | ための人件費 | <table border="1"> <tr> <td>象保育士数</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | | | | 象保育士数 | 1人 | 2人 | | | 日とし、6か月ごとに補助基本額を算出する。 |
| 象保育士数 | 1人 | 2人 | | | | | | | | | |
| 園外保育等行事費補助 | 園外保育等行事の実施に要する経費の年額 | 20人定員 | 10,000円 | 90人定員 | 40,000円 | BとCの少ない方の額 | | | | | |
| | | 30人定員 | 15,000円 | 120人定員 | 60,000円 | | | | | | |
| | | 60人定員 | 30,000円 | 150人定員 | 80,000円 | | | | | | |
| | | 60人定員 | 30,000円 | 150人以上 | 80,000円 | | | | | | |
| 施設管理費補助 | 害虫及びネズミ駆除等のために実施する園舎消毒、樹木消毒及び樹木剪定に要する経費 | (年 100,000円) | | | | BとCの少ない方の額 | | | | | |
| おむつ補助 | 児童の貸おむつ使用に要する経費 | 0歳及び1歳の児童 (月 1,630円) 1人当たり | | | | BとCの少ない方の額 | | | | | |
| | 児童のおむつの処分に要する費用 | 0歳から2歳までの児童1人当たり (月 当該月末時点の在籍人数×312円 (貸おむつを使用 | | | | | | | | | |

| | | | | |
|---------------------|--|--|---|--|
| | | | している 児童にあ っては1 56円) | |
| 貸ふとん 使用料補 助 | 児童の貸ふ とん使用に 要する経費 | 0歳から2歳までの 児童1人当たり | (月 550円 額) | BとCの少な い方の額 |
| 保健衛生 費補助 | 児童の検尿 に要する経 費 | 児童1人当たり | (年 391円 額) | BとCの少な い方の額 |
| 保育所地 域活動補 助 | 保育所の有 する専門的 機能を、地域 の需要に応 じて幅広く 活用するの に要する経 費 | ①世代間交流事業 ②地域における異年 齢児交流事業 ③地域の子育て家庭 への支援事業 | (年 250,000円 額) (年 250,000円 額) (年 250,000円 額) | BとC①～③ の合計の少 ない方の額。 ただし、35 0,000円 を上限とす る。 |
| 乳児保育 促進事業 費補助 | 年度途中の 乳児の入所 需要に対応 するため、年 度当初にお いて児童福 祉施設最低 基準に規定 する保育士 | 1園当たり | (年 882,000円 額) | BとCの少な い方の額 |

| | | | |
|----------------------------|--|----------------------------------|----------------|
| | のほかに、乳 児保育のた めの保育士 を配置する に要する経 費 | | |
| 家庭支援 推進保育 所事業費 補助 | 「家庭支援 推進保育事 業の実施に ついて(平成 27年4月 13日雇児 発0413 第18号)」 の別紙・家庭 支援推進保 育所事業実 施要綱に基 づく事業の 実施に要す る経費 | 保育対策総合支援事業費補助金交付要 綱に定める基準額 | BとCの少な い方の額 |
| 子育て支 援保育士 事業補助 | 地域におけ る子育て支 援機能を充 実するため に要する子 育て支援保 | 補助対象保育士数(1人)×24日×1 2か月×7,975円 | BとCの少な い方の額 |

| | | | |
|----------------------|--|---------------------------------------|------------|
| | 育士等の人件費 | | |
| 保育士再就職支援研修補助 | 保育を支える保育士の確保のため、保育士資格を有する求職者の保育所での勤務に結びつく実習等の対応に要する職員の人件費 | 補助対象職員数（1人）×5日×7,975円 | BとCの少ない方の額 |
| 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業 | 保育士幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱（令和3年府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知の別紙）に定める経費 | 補助基準額（月額）×令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）×事業実施月数 | BとCの少ない方の額 |

様式 略